

欧州特許庁、単一性要件違反における
特許性に関する仮意見通知サービスを4月1日に開始

2017年3月10日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、3月9日、調査報告を作成する段階（サーチ段階）において発明の単一性要件に違反が見られた場合（特許出願一件分の料金では全て扱うことのできない複数種の発明が一つの出願に含まれていた場合）、最初の発明群（第一群）に対する特許性に関する仮意見（provisional opinion）を出願人に通知する新サービスを4月1日から開始する旨、同庁のウェブサイトにて公表した。

EPO ウェブサイトの情報によれば、これまでは、EPO への直接特許出願、及び、特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願（以下、「PCT 出願」）の両ルートについて、発明の特許性に関する意見を出願人が EPO から受理するのは、最終的な欧州調査報告又は国際調査報告が送付されるタイミングであった。

今後は、この新サービスにより、EPO におけるサーチ段階にて単一性要件に違反が見られた場合、追加の調査手数料支払の伺い等を出願人に通知するタイミング（最終的な欧州調査報告又は国際調査報告が送付されるより前のタイミング）において、最初の発明群に対する特許性に関する仮意見（provisional opinion）も出願人は合わせて受理することとなる。

なお、EPO ウェブサイトの情報によれば、この新サービスにおいて出願人に通知される特許性に関する仮意見（provisional opinion）は、あくまで情報提供の一環であって、出願人はこれに対する応答義務はなく、仮に応答したとしても考慮されないとしている。

－EPO の新サービスについては、以下参照－

[Notice concerning issuing a provisional opinion accompanying the partial search results](#)

(以上)